

公立大学法人横浜市立大学 医学部・病院等再整備（将来計画）
検討本部設置規程

制 定 令和3年4月1日規程第14号
最近改正 令和6年4月1日規程第49号

（目的・設置）

第1条 医学部・病院等の再整備（以下、「再整備」という。）に向けた必要事項の検討、協議、決定、及び実施を目的として、公立大学法人横浜市立大学医学部・病院等再整備（将来計画）検討本部（以下、「検討本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 第1条の目的を達成するため、再整備に係る次の各号に掲げる事項の検討、協議、決定及び実施を行うこととする。

- (1) 「大学全体に関する事項」、医学部・病院等の「診療に関する事項」、「教育に関する事項」、「研究に関する事項」、「その他関連事項」。
- (2) 市と共同で検討を進める事項。
- (3) 第7条に定める各領域検討委員会の委員（委員長、副委員長を除く）の選考に関する事項。
- (4) その他本部長が検討本部に諮る必要があると判断した事項。

（本部長・副本部長）

第3条 検討本部の本部長、副本部長は以下のとおりとする。

- (1) 本部長は理事長をもって充てる。
 - (2) 副本部長は学長をもって充てる。
- 2 本部長は、検討本部を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職を代理する。

（組織構成）

第4条 検討本部委員は、前条に掲げる本部長、副本部長のほか、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（医学群担当）
 - (2) 副学長（研究担当）
 - (3) 事務局長
 - (4) 横浜市総務局大学調整部長
- 2 検討本部では次に掲げる者をオブザーバーとする。
- (1) 副学長（前項第1号及び第2号に定める副学長以外の副学長）
 - (2) 医学群長
 - (3) 先端医科学研究センター長
- 3 検討本部には、本条第1項に定める検討本部委員及び本条第2項に定めるオブザーバーのほか、第7条に定める各領域検討委員会の委員長、副委員長及び別表1に定める関係部長が出席する。

(会議)

第5条 検討本部の会議は、本部長が招集する。なお、本部長は議案の内容が軽微等であると認める場合は、その他の方法により会議を開催することができる。

- (1) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- (3) 本部長は、議決に加わる事はできない。ただし、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- (4) 本部長は必要に応じて、会議に関係者等の出席を求め、その意見、又は説明を聞くことができる。

(報告)

第6条 本部長は、必要に応じて、検討本部の結果を公立大学法人横浜市立大学経営方針会議、公立大学法人横浜市立大学経営審議会、及び公立大学法人横浜市立大学教育・研究審議会等に報告するものとする。

(領域検討委員会)

第7条 検討本部に第2条第1項第1号に定める事項について、具体的な検討を進めるため、下部組織として別に定める領域検討委員会を置く。

2 本部長は新たに設置が必要と判断した場合は、検討本部の議決を経て、新たに領域検討委員会を設置することができる。

(特別検討プロジェクト)

第8条 本部長は第2条に定める所掌事項について、必要があると判断した場合は、下部組織として各案件を専門に検討するための「特別検討プロジェクト」を、検討本部の議決を経て設置することができる。

(庶務)

第9条 検討本部の庶務は総務部企画財務課医学部・病院等再整備担当において行う。

(その他)

第10条 この設置規程で定めるもののほか、検討本部の運営に関し必要な事項は検討本部の議決を経て定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第29号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第49号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

	関係部長
1	学長室長
2	総務部長
3	総務部担当部長
4	総務部経営戦略担当部長
5	学務・教務部長
6	研究推進部長
7	医学・病院統括部長
8	市民総合医療センター管理部長